議員提出議案第 1 号 令和 7年 3月26日

姫路市議会議員 西本真造 三和 同 衛 剛朗 同 有 馬 駒 田 同 かすみ 同 八 木 隆次郎 石 見 和之 同 井川 一善善 同 同 大 西 陽介 同 妻 鹿 幸 二 同 塚本進介 同 金 内 義 和

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に ついて

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 姫路市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年姫路市条例第39号)の一部 を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第1 0項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「 又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は 」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。